

国立公園の協働型管理運営の推進に向けた今後の方向性について

提言を受け、環境省として下記の3点を実施予定。

①「国立公園における協働型管理運営の推進に向けた方針」の局長通知を発出

- 全国の国立公園において、その管理運営の方向性等を合意形成し、共有する場（総合型協議会）の設置、ビジョン・管理運営方針・行動計画の策定を目指す。
- ただし、地域によっては、地理的条件、地域の意識の醸成不足等の背景から、直ぐには設置が難しい箇所もあると考えられることから、順次可能な地域から取組を進める。

②「国立公園管理計画作成要領」（局長通知）の改訂

- 総合型協議会が決定するビジョン・管理運営方針・行動計画等の実行の担保として、「国立公園管理計画作成要領」の改訂を行う。
- 総合型協議会の位置付け、ビジョン・管理運営方針・行動計画と管理計画の関係を整理するとともに、管理計画の対象地域の考え方、管理計画の作成手順等についても見直しを行う。また「管理計画」を「管理運営計画」へ名称変更することも併せて検討する。
- なお、改訂を踏まえ、約2年間を目途に全国2～3地域においてモデル的な事業を実施し、必要に応じて再度見直しを行うことを検討。

③「国立公園における協働型管理運営の推進に向けた手引書」の作成

- 既に進められている取組や上記②で行っていくモデル事業を踏まえ、各国立公園で協議会の設置・運営を進めるための具体的な手順や取組内容を整理した手引書を作成する。
- 手引書の中での主な整理として考えられる事項は下記のとおり。
 - ・ビジョン・管理運営方針・行動計画の詳細内容と管理計画への反映方法
 - ・総合型協議会の体制の詳細内容
（対象地域、役割、構成員、事務局運営、協議事項等）
 - ・効果的な行動計画の進め方
 - ・行動計画の検証方法
 - ・協議会と管理計画との関係性 等